



運送人の標準運送約款

本運送約款は、旅客と運送人との間の関係、責任および賠償責任を規定する条項を定めたものであり、両当事者を拘束します。旅客は主催者と乗船契約を締結しており、本運送約款は旅客と主催者との間の契約に組み込まれています。本運送約款は、乗船契約の有無および運送の有無にかかわらず、船舶がフローティングホテルとして使用されている場合にも適用されます。

運送人、その従業員、および/または代理人に対する請求に関する権利、責任、および制限事項を定めた本運送約款をよくお読みください。運送人の責任は、第 22 条に定めるとおり制限されます。

1. 解釈および定義

「旅客/PASSENGER」は、単数形・複数形を含みます。旅客には、乗船契約の購入者および未成年者を含む、当該乗船券に記載されているすべての個人が含まれます。

「運送人/CARRIER」とは、船主および/または傭船者（裸傭船者、定期傭船者、再傭船者、または船舶の運航者のいずれか）をいい、それぞれが運送人または履行運送人として行動する範囲で適用されます。「運送人」という用語には、運送人、運送船舶（「クルーズ船」）、その所有者、傭船者、運航者、運送人が旅客に提供するテンダーボートまたはその他の輸送手段が含まれます。

「手荷物/LUGGAGE」とは、旅客が所有または携行する手荷物、荷物、スーツケース、トランク、その他の私物（客室手荷物、機内持ち込み手荷物、旅客が着用または携行する物品、または安全保管のためにパーサーに預けられた物品を含む）を意味します。

「船長/MASTER」とは、船長または特定の地点における船舶の責任者であり、クルーズ船の指揮を執る者を意味します。

「未成年者/MINOR」とは、18 歳未満の子供を意味します。

「主催者/ORGANISER」とは、旅客がクルーズおよび/またはパッケージ（パッケージ旅行、パッケージホリデー、パッケージツアーに関する理事会指令 2015/2302 に基づき定義され、クルーズ旅行または同等のサービスを含む）の契約を締結した当事者を意味します。

「運送契約/PASSAGE CONTRACT」とは、旅客が主催者と締結した運送契約を意味し、その条件は、本契約を組み込んだ予約条件によって証明されます。

「寄港地観光/SHORE EXCURSION」とは、運送人が販売する寄港地観光で、別途料金が発生する場合があります。寄港地観光は、パッケージ旅行契約に含まれているか、クルーズ開始前に予約されているか、船上で予約されているかを問わず、運送人によって提供されます。

「船舶/VESSEL」とは、当該乗船契約に記載されている船舶、または運送人が所有、チャーター、運航、もしくは管理する代替船舶を意味します。

2. 譲渡不可および変更

運送人は、乗船券に記載された者（以下「旅客」）を、指定された船舶または代替船舶で特定の航海（以下「本航海」）に運送することに同意します。旅客は、本運送約款のすべての条件、条項、および制限に拘束されることに同意します。事前の口頭または書面による合意はすべて、本約款に優先します。

本運送約款は、運送人またはその権限のある代理人の署名入りの書面による同意がない限り、変更することはできません。主催者が発行する乗船契約は、指定された日付および船舶、または代替船舶について、当該旅客または複数の旅客に対してのみ有効であり、譲渡することはできません。

3. 寝台および客室の占有

旅客は、占有追加料金を支払わない限り、2 つ以上の寝台を備えた客室を占有する権利を有しません。運送人は、旅客をある客室から別の客室へ移動する権利を留保し、それに応じて運賃を調整する場合があります。船長または運送人は、必要または適切と判断した場合、いつでも旅客をある寝台から別の寝台へ移動することができます。

4. 遅延またはオーバーステイ中の維持費

船舶が最終目的地港に到着し、下船を要請された後も船内に留まる旅客は、運送人により、船内に留まる 1 泊ごとに現行の料金で維持費を支払うよう要求されます。

5. クルーズの早期終了

- 5.1 航海開始前後を問わず、船舶が目的地港から外れたか、目的地港を過ぎたかどうかにかかわらず、運送人は、運送人の管理を超えた事由によりクルーズの履行またはその後の履行が妨げられたり、阻止されたりした場合、または船長もしくは運送人が当該クルーズの終了が船舶の管理および/または安全のために必要であると判断した場合、旅客への書面による通知、新聞広告、またはその他の適切な手段によりクルーズを終了できます。
- 5.2 航海がこのように終了した場合、運送人は旅客に対して一切の責任を負わず、旅客の唯一の救済手段は 1990 年 6 月 13 日の理事会指令 90-314-EEC または同等の法律および/または乗船契約に従って主催者に対してのものとなります。

6. 離路、欠航、遅延

- 6.1 クルーズ船の運航は、気象条件、機械的な故障、船舶交通、政府の介入、遭難船舶の救助義務、パース施設の空き状況、および運送人の管理が及ばないその他の要因の影響を受けます。
- 6.2 運送人は、クルーズ船が広告されているすべての港に寄港すること、または特定の航路もしくは時刻表に従うことを保証するものではありません。船長および運送人は、予告なしに広告されているスケジュール、港、旅程もしくは航路を変更または変更し、または他の船舶に代替する絶対的な権利を有します。予定されていた乗船港が変更された場合、運送人は旅客に追加費用を負担させることなく、代替港までの輸送手段を決定し、手配します。
- 6.3 クルーズ開始前、運送人は、船舶または乗船者の安全のために必要であると判断した場合、いかなる理由でも予告なしにクルーズをキャンセルする権利を有します。
- 6.4 運送人または船長は、政府もしくは政府機関、政府もしくは政府機関の権限に基づいて行動もしくは行動すると称する者、または船舶が加入する可能性のある政府の制度に基づいて活動する戦争危険保険協会によって発せられる、出発/到着ルート、寄港地、停泊、積替え、荷揚げまたは目的地に関する命令または指示、もしくはその他の命令または指示に従う権利を有する。かかる命令または指示に従って行われたこと、または行われなかったことは、法律上の逸脱とはみなされません。
- 6.5 主催者および/または運送人が発行する時刻またはその他の方法で指定された日時は概算であり、運送人は航海全体の利益のために必要と判断される範囲でいつでも変更することができる。
- 6.6 船舶が何らかの事由により通常の航行または航路を妨げられた場合、運送人は、旅客を他の類似船舶に、または旅客の同意を得た上で旅客の目的地行き他の輸送手段に転属させる権利を有する。

7. 追加料金

- 7.1 旅客は、クルーズ終了前に、旅客が負担した、または運送人が旅客に代わって負担した商品およびサービスの料金を、支払い時に船内で一般的に使用されている通貨で全額支払うものとする。
- 7.2 アルコール飲料、カクテル、ソフトドリンク、ミネラルウォーター、医療費、独立請負業者のサービスまたは製品、寄港地観光、または政府機関が課す料金、手数料、税金は、クルーズ時に含まれていると別途記載されていない限り、追加料金となる。

8. 旅行書類

- 8.1 旅客は、クルーズ船の旅程に含まれるすべての寄港地における政府の旅行要件、法律、または規制について責任を負い、遵守するものとします。すべての旅客は、クルーズ船の旅程に含まれる寄港地で必要な航空券および契約書、有効なパスポート、およびビザ、入国許可証または出国許可証を検査のために提示する必要があります。
- 8.2 旅客、または未成年の場合はその親権者もしくは保護者は、入国管理、税関、または消費税に関する要件を含む現地政府の法律または規制を旅客が遵守しなかったことにより、当局が船舶または運送人に課した罰金または罰則について、運送人に対して責任を負うものとします。
- 8.3 運送人は、かかる書類の詳細を確認し、記録する権利を留保します。運送人は、確認された書類の正確性について、いかなる表明または保証も行いません。旅客の皆様には、海外旅行および各港におけるビザ、入国審査、税関、健康に関する要件を含む、すべての法的要件を確認することを強くお勧めします。

9. セキュリティ

- 9.1 旅客は、乗船前手続およびセキュリティ検査を完了するため、出発予定時刻の少なくとも 3 時間前までに乗船手続きにお越しください。
- 9.2 セキュリティ上の理由から、旅客は、運送人の係員が旅客、その手荷物、および付随する所有物を検査することに同意するも

のとします。

- 9.3 運送人は、独自の裁量により、クルーズ船または乗船者の安全に危険または不都合をもたらすと判断される、または危険であると判断した手荷物に携行または含まれる物品を没収する権利を有します。
- 9.4 旅客は、武器、爆発物、違法または危険物として使用される可能性のある物品を船内に持ち込むことはできません。
- 9.5 運送業者は、安全上の理由により、いつでもクルーズ船の客室、寝台、またはその他の部分を搜索する権利を留保します。

10. 健康状態および渡航適性

- 10.1 旅客は、海上渡航に適した状態にあり、自身の行動または状態がクルーズ船の安全を損なわず、他の旅客に迷惑をかけることを保証するものとします。
- 10.2 渡航適性に影響を与える可能性のある状態にある旅客は、出発前に医師の診断書を提出しなければなりません。
- 10.3 運送人、船長、またはクルーズ船の医師が、旅客が何らかの理由で渡航に適さない、安全を脅かす可能性がある、いずれかの港で上陸許可を拒否される可能性がある、または運送人が旅客の維持、支援、または本国送還の責任を負う可能性があるとして判断した場合、運送人または船長は、以下のいずれかの措置を取る権利を有します。(i) いずれの港でも旅客の乗船を拒否する。(ii) いずれの港でも旅客を下船させる。(iii) 旅客を別のバスまたはキャビンに移送すること。(iv) クルーズ船の医師が適切と判断した場合、旅客の費用負担で、旅客をクルーズ船の病院に収容または入院させるか、または港の医療施設に移送すること。(v) 船医および／または船長が必要と判断した場合、応急処置を施し、薬剤、医薬品、その他の物質を投与し、または港の病院または同様の施設に旅客を入院および／または入院させること。
- 10.4 旅客が安全上または旅行適格性上の理由で乗船を拒否された場合、運送人はこれにより旅客に生じた損失または費用について責任を負わず、また旅客は運送人から補償を受ける権利を有しません。
- 10.5 船舶には、障害者用キャビンが限られた数設置されています。船舶のすべての区域または設備は、身体障害者または移動能力の低下した方のアクセスに適しているわけではありません。
- 10.6 運送人は、宿泊施設、座席もしくは必要なサービスに関する具体的なニーズ、医療機器の持ち込みの必要性、その他の既知の障害について運送人に通知しなかった者、運送人または船長の判断により渡航に不適格または不可能である者、または当該状態が乗船者自身または他の乗船者に危険を及ぼす可能性のある者の乗船を拒否する権利を留保します。
- 10.7 援助を必要とする旅客、および／または特別なリクエストがある旅客、宿泊施設、座席もしくは必要なサービスに関して特別な設備または設備を必要とする旅客、または医療機器の持ち込みの必要性がある旅客は、予約時に主催者に通知する必要があります。運送人は、運送人が書面で同意しない限り、いかなる援助も提供せず、特別なリクエストにも応じる義務を負いません。
- 10.8 車椅子を使用する旅客は、標準サイズの車椅子を各自用意し、身体障害者を介助できる同伴者を同伴する必要があります。船内の車椅子は緊急時のみご利用いただけます。
- 10.9 旅客が乗船する場合、または自らが責任を負う他の旅客が、身体的または精神的な病気、疾病、負傷、または虚弱を患っている場合、または感染症または伝染病に罹患していると知っている場合、もしくはその他の理由により船内の他の旅客の安全または合理的な快適性を損なう可能性がある場合、または何らかの理由で目的地の港への上陸許可を拒否された場合、当該旅客は、当該病気、疾病、負傷、虚弱、危険にさらされた場合、または上陸許可を拒否された場合に、運送人または船長が直接的または間接的に被った損失または費用について責任を負うものとします。ただし、病気、疾病、負傷、虚弱、危険にさらされた場合、乗船前に運送人または船長に書面で申告し、運送人または船長から当該乗船に対する書面による同意を得ている場合はこの限りではありません。
- 10.10 妊娠中の女性は、妊娠のどの段階であっても、旅行前に医師の診察を受けることを強くお勧めします。クルーズ終了時に妊娠 23 週までの方は、旅行に適していることを証明する医師の診断書を提示する必要があります。運送人は、健康および安全上の理由から、乗船時に妊娠 24 週以上の旅客を運送することはできません。運送人は、妊娠のどの段階においても医師の診断書の提出を求める権利、および運送人および／または船長が旅客の航海中の安全を確信できない場合は乗船を拒否する権利を留保します。
- 10.11 運送人および船医に妊娠を通知しなかった場合、運送人は妊娠中の旅客に対する一切の責任を負わないものとします。
- 10.12 船医は船上での分娩、または産前産後治療を行う資格を有しておらず、運送人はかかるサービスまたは機器の提供能力に関して一切の責任を負いません。妊娠中の旅客は、機内の医療施設に関する情報については、本書の「医療処置」のセクションを参照してください。

11. 旅客の行動

- 11.1 本船および乗船者全員の安全は最優先事項です。旅客は、本船、乗組員、旅客の安全、ターミナル施設、および入国審査に関するすべての規則および通知に注意を払い、遵守しなければなりません。
- 11.2 旅客は常に、他の乗船者の安全とプライバシーを尊重する行動をとらなければなりません。
- 11.3 旅客は、船員、船長、またはその役員からの合理的な要請に従わなければなりません。
- 11.4 すべての旅客は、船外デッキを歩行する際は、自らの安全に十分注意しなければなりません。旅客および子供は、デッキまたは船内の他の場所で走り回ってはいけません。
- 11.5 乗組員から別途合理的な指示がない限り、旅客の手荷物は、いかなる場合も同伴者のいないまま放置してはなりません。同伴者のいない手荷物は、撤去および／または破壊される場合があります。
- 11.6 旅客は、可燃性または危険物、また規制物質または禁止物質を船舶内に持ち込むことはできません。これらの条件および規則に違反した場合、旅客は運送人に対し、いかなる傷害、損失、損害または費用についても厳格に責任を負うものとし、また、当該違反に起因するいかなる請求、最終的な罰則についても運送人を補償する義務を負うものとし、また、法定罰金および／または罰則の対象となる場合もあります。
- 11.7 安全および保安基準を確保するため、船舶内への飲食物の持ち込みは固く禁じられています。この規則を遵守し、上記の基準を保証するため、乗船時にはすべての旅客の手荷物について厳重な検査が行われます。持ち込みが許可される品目は、パーソナルケア用品、クレンジング製品、ローション、治療用流動食、ベビー用品およびベビーフード、医師が処方した食事療法食です。クルーズ中に寄港地で購入された地元産または「典型的な」食品は、クルーズ終了時に回収され、返却されません。
- 11.8 旅客は、いかなる場合においても、本運送約款の禁止事項に違反したことにより生じた傷害、紛失、または損害について責任を負い、それらに関するいかなる請求に対しても運送人に対して補償しなければなりません。

12. 動物／ペット

- 12.1 いかなる状況においても、運送人の書面による許可がない限り、動物および／またはペットを本船に持ち込むことはできません。旅客が許可なく本船に持ち込んだ動物またはペットは、保護され、旅客の費用負担で次の寄港地で陸揚げされる手配がなされます。
- 12.2 運送人および／またはその従業員および／または代理人は、ペットまたは動物に関してあらゆる状況において合理的な注意を払いますが、運送人の占有／管理下にあるペットまたは動物の紛失または損傷については、船長または運送人は旅客に対して責任を負いません。

13. アルコール

- 13.1 ワイン、スピリッツ、ビール、その他のリキュールを含むアルコール飲料は、既にパッケージに含まれている場合を除き、船内にて定価で購入できます。旅客は、客室内での飲食に限らず、航海中に使用する目的で、いかなる種類のアルコール飲料も船内に持ち込むことはできません。クルーズ中、未成年者にはいかなる形態のアルコール飲料も販売されません。旅程に米国の港が含まれる場合、21歳未満の旅客にも同様の条件が適用されます。
- 13.2 運送人および／またはその従業員および／または代理人は、旅客が船内に持ち込んだアルコールを没収する場合があります。
- 13.3 運送人および／またはその従業員および／または代理人は、旅客が自身、他の旅客、または船舶に危険または迷惑となる可能性があるとは合理的に判断した場合、旅客へのアルコールまたは追加のアルコールの提供を拒否する場合があります。

14. 未成年者

- 14.1 運送人は、同伴者のいない未成年者の乗船を受け入れません。親または保護者の同伴がない限り、未成年者は乗船できません。未成年者を同伴する成人の旅客は、当該未成年者の行動および振る舞いについて全責任を負うものとし、未成年者はアルコール飲料を注文または摂取することはできません。旅程に米国の港が含まれる場合、21歳未満の旅客にも同様の条件が適用されます。
- 14.2 未成年者は、常に親または保護者の監督下に置かれなければなりません。また、親または保護者が同伴する場合に限り船内アクティビティまたは寄港地観光に参加できます。親または保護者が下船する場合、子供は船内に留まることはできません。
- 14.3 成人の旅客は、当該旅客または成人の保護下にある未成年者の旅客の作為または不作為に起因して運送人が被った損失、損害、または遅延について、運送人に対して責任を負い、運送人に補償するものとし、

14.4 未成年者の旅客は、運送約款に記載されているすべての条件に従うものとします。

15. 独立請負業者による医療サービス

- 15.1 クルーズ船では、旅客の便宜を図るため、医療サービスが船内で提供されます。クルーズ船の医師および医療関係者は独立請負業者であり、旅客に対し入院費、医療サービスおよび医薬品の提供について請求する権利を有します。クルーズ船の医師および医療関係者は、旅客の治療に関して船長の管理下にはなく、運送人は、提供された、または提供されなかった医療サービスまたは医薬品について、いかなる責任も負いません。
- 15.2 船内および各寄港地における医療施設は限られている場合があります。運送人は、旅客を陸上の医療サービスに紹介すること、または陸上で実際に提供された医療サービスについて、いかなる責任も負いません。陸上、海上、または航空機において、あらゆる種類の医療処置または救急車による援助が必要となり、運送人、船長、または医師によって提供または指示された場合、当該旅客は当該費用または費用の全額を負担する責任を負い、運送人、その従業員、または代理人が負担した費用については、運送人の要求に応じて運送人に補償するものとします。病気またはその他の理由により、航海中に特別な配慮または特別な処置を必要とする旅客には、それに応じた費用が請求されます。

16. 医療

- 16.1 クルーズ中、必要に応じて船内の資格のある医師に医療援助を求めることは、旅客の義務であり責任です。
- 16.2 クルーズ船の医師は専門医ではなく、船内の医療センターは陸上の病院と同じ基準を満たす必要はなく、またそのような設備も備えていません。船舶は、旗国の要件に従って医療用品および医療機器を搭載します。その結果、旅客の病状を治療できない場合でも、運送人および医師は責任を負いません。
- 16.3 病気または事故が発生した場合、運送人および／または船長は、旅客を治療のため上陸させる場合があります。運送人は、寄港地または旅客が上陸した場所における医療の質について、いかなる表明も行いません。
- 16.4 旅客は、緊急本国送還費用を含む医療が保険でカバーされていることを確認することをお勧めします。
- 16.5 医療施設および基準は港によって異なり、運送人はかかる基準に関していかなる表明または保証も行いません。

17. その他の独立請負業者

クルーズ船には、独立請負業者として運営されるサービス提供者が乗船しています。これらのサービスおよび製品は追加料金として請求されます。運送人は、これらのサービス提供者のサービス内容または製品について責任を負いません。これらの請負業者には、美容師、ネイリスト、マッサージ師、写真家、フィットネスインストラクター、ショップ店員、その他のサービス提供者が含まれます。第22条に規定される制限は、すべての独立請負業者に適用されます。

18. 旅行パッケージおよび寄港地観光

パッケージツアーまたは寄港地観光に含まれるホテル宿泊およびすべての交通手段（運送人のクルーズ船を除く）は、クルーズ船内で代理店または主催者によって販売されている場合でも、独立請負業者によって運営されます。「パッケージ」とは、欧州連合（EU）及び理事会のパッケージホリデー及びパッケージツアーに関する指令（EU2015/2302）に規定されている意味と同一の意味を有するものとします。運送人は、かかる独立請負業者が提供する行為、製品、またはサービスについて、いかなる責任も負いません。

19. 旅客の手荷物及び所持品

- 19.1 旅客は、スーツケース2個と機内持ち込み手荷物2個を機内に持ち込むことができます。旅客は、超過手荷物については運送人の定める現行料金を支払うことに同意するものとします。
- 19.2 旅客の手荷物及び所持品には、私物のみが含まれるものとし、商業用財産については追加料金が適用されます。
- 19.3 運送人は、旅客が携行する壊れやすい財産又は腐敗しやすい財産について責任を負いません。
- 19.4 動物または鳥類の船内への持ち込みは禁止されています。ただし、障がいのある旅客に許可された介助犬は、航空券購入時に運送人が別途同意した場合に限ります。介助犬に関する責任は旅客が負うものとします。
- 19.5 車椅子をご利用の旅客は、予約時に適切な設備が利用可能であることを確認し、旅客と会社が署名した書面による追加条項を航空券および契約書に添付する必要があります。
- 19.6 すべての手荷物はしっかりと梱包し、明確にラベルを貼付する必要があります。手荷物に適切なラベルが貼付されていない

場合、運送人は手荷物の紛失、損傷、または配達遅延について責任を負いません。

- 19.7 運送人は、港湾荷役作業員またはその他の独立した陸上請負業者の保管または管理下にある旅客の手荷物または財産の紛失または損傷について責任を負いません。
- 19.8 すべての手荷物は、クルーズ船が最終港に到着した時点で引き取る必要があります。引き取りがない場合、旅客の責任と費用負担で保管されます。
- 19.9 旅客は、手荷物、携帯品、または財産に関して、共同海損分担金の支払いまたは受領の義務を負わないものとします。
- 19.10 運送人は、旅客への通知なく、未払い金または旅客が運送人もしくはその従業員、代理人もしくは代表者に何らかの形で支払うべきとなったその他の金銭を弁済するため、旅客に属する手荷物またはその他の財産に対し、先取特権を有し、競売またはその他の方法により売却する権利を有します。

20. 旅客の損害賠償責任

旅客は、旅客自身または旅客が責任を負う者（旅客と同行する 18 歳未満の児童を含むがこれに限定されない）の故意または過失による行為または怠慢により船舶および／またはその備品もしくは設備、または運送人のその他の財産に生じた損害について責任を負い、運送人にその損害を賠償するものとします。

21. 不可抗力および運送人の支配が及ばない事由

運送人は、戦争、テロリズム（発生またはその恐れ）、火災、伝染病やパンデミックなどの自然災害、天災、労働ストライキ、破産、下請業者の履行不履行、または運送人の支配が及ばないその他の事由、および／または異常事態もしくは予見不可能な事由など（ただしこれらに限定されない）、不可抗力事由に起因する損失、傷害、損害、または航海の履行不能について責任を負いません。

22. 責任

旅客の死亡もしくは人身傷害、または手荷物の紛失もしくは損傷に起因する損害に対する運送人の責任（もしあれば）は、以下の制限に従い、以下の規定に従って決定されるものとします。

- 22.1 1974 年 12 月 13 日にアテネで採択された旅客及びその手荷物の海上運送に関する国際条約及びその 1976 年議定書（以下「アテネ条約」といいます）が適用されるものとします。アテネ条約の規定は、本運送約款に明示的に組み込まれます。アテネ条約の写しは、請求に応じて入手可能であり、www.imo.org からインターネットでダウンロードできます。運送人は、アテネ条約第 8 条(4)に基づく免責額の全額を含む、アテネ条約に規定されるすべての制限、権利、および免除の利益を受け権利を有します。旅客の死亡、人身傷害、または疾病に対する運送人の責任は、1976 年アテネ条約議定書に規定および定義されている特別引出権（SDR）46,666 ドルを超えないものとします。旅客の手荷物またはその他の財産の滅失または損傷に対する運送人の責任は、旅客 1 人あたり 833SDR を超えないものとします。運送人の当該責任は、旅客 1 人あたり 13SDR の控除対象となり、当該金額は手荷物またはその他の財産の滅失または損傷から差し引かれるものとします。旅客は SDR の為替レートが日々変動し、銀行から入手できることを理解するものとします。本運送約款のいずれかの条項がアテネ条約により無効とされた場合、当該無効性は当該条項に限定され運送約款全体に影響を与えるものではありません。
- 22.2 死亡および／または人身傷害に関する運送人の責任は限定されており、いかなる状況においてもアテネ条約に定められた責任限度額を超えないものとします。
- 22.3 運送人は、運送人および／またはその従業員もしくは代理人が、アテネ条約第 3 条に規定される「過失または怠慢」を犯した場合にのみ、死亡および／または人身傷害、および／または手荷物の滅失もしくは損傷に関して責任を負います。アテネ条約の条項に基づく責任限度額は、アテネ条約第 11 条に従い、運送人の従業員および／または代理人、および／または独立請負業者に適用されます。運送人が支払うべき損害賠償額は、アテネ条約第 6 条に規定される旅客の共犯過失の割合に応じて減額されます。
- 22.4 アテネ条約に基づき、旅客が以下の期間内に書面による通知を行わない限り、運送人は旅客に手荷物を引き渡したものと推定されます。
- (i) 下船前または再引渡し前もしくはその時点で明らかな損傷があった場合
 - (ii) 下船もしくは引渡し後、または引渡しが行われるべきであった日から 15 日以内に、手荷物に明らかでない損傷または紛失があった場合
- 22.5 本契約に基づき提供される運送がアテネ条約第 2 条に定義される「国際運送」でない場合、または船舶が水上ホテルとして使用されている場合、アテネ条約の残りの規定は本契約に適用され、本契約に準用されるものとみなされます。

- 22.6 運送人は、現金、譲渡性証券、貴金属、宝石、美術品、カメラ、コンピューター、電子機器、その他の貴重品の紛失または損傷については、運送人に保管を委託し、かつ、託送時に明示的により高い限度額について書面にて合意し、かつ、申告価格の保護のために旅客により追加料金が支払われない限り、責任を負わないものとします。(ii) 追加料金は、1日から7日間の航海の場合は申告価格の1%、8日から21日間の航海の場合は申告価格の2%、22日間以上の航海の場合は申告価格の3%です。手荷物または財産の価値が虚偽の表示をされた場合、当該財産の紛失または損傷に対する運送人の責任は100米ドルを超えないものとします。(iii) 運送人および旅客は、いかなる種類の請求に対しても相手方に対し担保を要求しないことに同意するものとします。旅客は、クルーズ船を差し押さえる権利、または運送人が所有、チャーター、もしくは運航するその他の資産を差し押さえる権利を放棄するものとします。クルーズ船が差し押さえまたは差し押さえられた場合、当該船舶および運送人は、本約款に定めるあらゆる制限および抗弁を求める権利を有するものとします。
- 22.7 運送約款に定める責任の制限および免除に加え、運送人は、責任の制限および/または免責を規定する適用法令（運送人から回収可能な損害賠償額の包括的制限に関する船舶の旗国法および/または当該船舶の旗国法を含むがこれらに限定されない）の完全な恩恵を受けるものとします。本運送約款のいかなる条項も、運送人によるかかる法定またはその他の制限、免責または責任を制限または剥奪することを意図するものではありません。運送人の従業員および/または代理人は、責任の制限に関するかかるすべての規定の完全な恩恵を受けるものとします。22.8 上記22.1から22.7までの規定に影響を与えることなく、本運送約款に盛り込まれた適用ある免除および制限が法的に執行可能と判断される法域において運送人に対して請求が提起された場合、運送人は、運送人の過失または不注意に起因することが証明されていない、いかなる性質の原因から生じた人または財産に対する死亡、負傷、疾病、損害、遅延、その他の損失または損害について責任を負いません。

23.精神的苦痛／苦悩

運送人は、運送人の過失または怠慢に起因する事故により生じた傷害の結果として運送人に対して法的に賠償請求できる場合を除き、旅客に対する精神的ストレス、精神的苦痛、または心理的傷害について、一切の補償を支払いません。

24. 寄港地観光

運送約款（責任制限を含む）は、チケットクーポンまたはバウチャーの形態を問わず、乗船前または乗船後に運送人から購入された寄港地観光に適用されます。

25. クレーム通知

- (A) 運送人は、旅客が船内にいる間に船長に報告しなかった事故に起因するいかなるクレームについても、一切責任を負いません。
- (B) 死亡、病気、精神的ストレス、または人身傷害に関するクレームは、詳細を記載した書面にて、当該死亡、傷害、または病気の発生日から6ヶ月（185日）以内に運送人およびクルーズ船に通知するものとします。当該通知は、書留郵便にて下記宛先まで送付するものとします。

CLAIMS DEPARTMENT, SWAN HELLENIC CRUISES Ltd.

Poseidonos, 1 LEDRA BUSINESS CENTRE, Egkomi, 2406, Nicosia, Cyprus

- (C) 手荷物またはその他の財産の紛失または損傷に関する請求通知は、下船前または下船時に書面で運送人に通知するものとします。ただし、通知が明らかでない場合は、下船日から15日以内に通知するものとします。通知は、上記第28条(B)項に記載された住所に書留郵便で送付するものとします。

26. 訴訟提起の時効

- (A) 旅客の死亡、疾病、精神的ストレス、または人身傷害、あるいは手荷物その他の財産の滅失もしくは損傷に関する運送人またはクルーズ船に対するすべての請求は、アテネ条約第16条の規定に従い、下船日から2年を経過すると時効となります。18歳未満の旅客または無能力者に関する請求については、法定代理人の選任日から時効期間が計算されます。この場合、当該選任は、いかなる場合でも当該傷害または死亡後3日以内に行われなければなりません。
- (B) 運送人およびクルーズ船に対するその他のすべての訴訟（不法行為または契約違反を含む）は、旅客の下船日から6ヶ月（185日）を経過すると時効となります。

本運送約款は英語で作成され、日本語に翻訳しています。英文版が正本であり、日本語版の間に矛盾抵触がある場合、英文版が優先されます。